

都心型オープンイノベーション拠点「Xport」会員規約

この規約は、大阪工業大学と大阪商工会議所が設置・運営する「都心型オープンイノベーション拠点「Xport」」(以下「本拠点」という)の活動への参加に関し、適用されるものとする。

第1条(会員)

本拠点の会員は次のものをいう。

(1)正会員 A 本拠点の目的及び事業に賛同して入会し、その活動及び企画への参加を希望する企業、団体等

(2)正会員 B 本拠点の目的及び事業に賛同して入会し、その活動への参加を希望する大企業等

(3)正会員 C 本拠点の目的及び事業に賛同して入会し、その活動への参加を希望する中堅・中小企業等

(4)正会員 D 本拠点の目的及び事業に賛同して入会し、その活動への参加を希望するスタートアップ、一人メイカー、学生等

(5)賛助会員 本拠点の目的及び事業に賛同して入会し、その活動及び企画の支援を希望する大学、官公庁、企業、団体等並びに本拠点に対して助言を行い活動を共にする者

2 前項第2号に掲げる大企業は、中小企業基本法で定められている「中小企業者」の定義に該当しない会社とする。

3 第1項第3号に掲げる中堅・中小企業は、中小企業基本法で定められている「中小企業者」の定義に該当する会社とする。ただし、資金調達額10億円未満かつ設立5年以内の会社は除く。

4 第1項第4号に掲げるスタートアップは、中小企業基本法で定められている「中小企業者」の定義に該当し、資金調達額10億円未満かつ設立5年以内の会社とする。

5 賛助会員は次の通りに分類する。

(1)支援パートナー 大学、官公庁、企業、団体等

(2)メンター スタートアップ等との人脈を有する者

(3)アドバイザー 専門的な知見を有する者

6 第1項に定める各会員は、それぞれ、第3条に定める会費を支払うことで、第8条第1項に定める活動を行うことができる。

第2条(会員資格の取得)

本拠点の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出して申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2 本拠点の正会員になろうとする者は、前項の経手を経たのち、入会年度の会費を支払った時に会員となる。

3 本拠点の賛助会員は、会長が指名した者が、別に定める入会承諾書を提出することで会員となる。

第3条(会費)

本拠点の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、次に掲げる金額の会費を支払う義務を負う。ただし、10月から3月までに入会した者については、入会年度に限り、会費の額を半額とする。

- (1) 正会員A 3,000,000円
- (2) 正会員B 500,000円
- (3) 正会員C 50,000円
- (4) 正会員D 無料
- (5) 賛助会員 無料

2 会費の支払時期は以下のとおりとする。

- (1) 入会年度 請求書発行後1ヶ月以内
- (2) 次年度以降 4月末日まで

3 既に納入した年会費は、これを返還しない。

第4条(退会)

会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第5条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至った時は、除名される。

- (1) 本拠点の目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 本拠点の活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) 本拠点の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行ったとき。
- (4) この規約に違反したとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第6条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、当然にその資格を喪失する。

- (1) 第3条第1項の支払義務を事業年度内に履行しなかったとき。
- (2) 法人である会員が解散したとき。
- (3) 個人である会員が死亡したとき。

第7条(退会後の取扱い)

退会後は、会員としての権利を失う。

2 退会の理由の如何にかかわらず、既納の会費は、返還しない。

第8条(会員の権利)

会員は、以下の権利を有する。

- (1) 正会員 A 本拠点の事業を企画するとともに、事業に参加することができる。また、本拠点の施設を利用した活動ができる。
- (2) 正会員 B、C、D 本拠点の実施する事業に参加することができる。

(3) 賛助会員 本拠点の実施する事業を支援するとともに、事業に参加することができる。

2 会員は、本拠点の会員であることを自ら公表することができる。

第9条(会員の義務)

会員は、本拠点または本拠点に関して大阪工業大学または大阪商工会議所が実施する事業等において、必要に応じて会員の名称・ロゴが表示されることを承諾する。

2 本拠点における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。

3 本拠点が実施する事業等への参加に際し、実費や報酬が生じる場合は、会費とは別にその費用を支払わなければならない。

4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。

5 会員は、この規約及び運営規約の定めに従うものとする。

第10条(本拠点の利用)

会員は、大阪工業大学の授業をはじめとする各種活動を妨げない範囲において、本拠点の施設を利用することができる。また、会員は、本拠点を通じて、大阪工業大学の承諾を得た場合には、本拠点外にある同大学管理にかかる機械など物品を利用することもできる。

第11条(禁止事項)

会員は、以下の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 排水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。

(2) 災害・爆発の恐れがある危険物等を本拠点内に搬入・格納すること。

(3) 本拠点内で動物(犬、猫等)を飼育すること。

(4) 本拠点を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(5) 本拠点または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(6) 本拠点に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(7) 本拠点に自ら宿泊もしくは居住し、または第三者を宿泊もしくは居住させること。

(8) 大阪工業大学梅田キャンパス(以下「本建物」という)の利用者、近隣住民等に迷惑となる行為、衛生上有害な行為、または本建物及びその敷地に損害を及ぼすおそれのある行為をすること。

(9) 本建物のうち別表以外の区域(一般開放している1・2・3・21階を除く)に立ち入ること。ただし、第10条の承諾がある場合に、その承諾の範囲内では立ち入ることができるものとする。

(10) 本建物が大学の施設であることに鑑み、

①大学の教職員、学生の個人情報を正当な理由なく取得すること。

②大学の教育・研究に関する情報を取得すること(公開情報を除く)。

③大学の講義及び運営を妨げる恐れのある行為をすること。

(11) 大阪工業大学及びその他コンピュータシステムに不正にアクセスすること。

(12) 本物件の付属設備および貸与物品を破損したり、本物件外に持ち出したりすること

(13) 前各号のほか、別途大阪工業大学が禁止する事項

(14) その他大阪工業大学との信頼関係を著しく阻害する行為

第12条(損害賠償)

会員は、前条(1)から(14)の各号に定める行為によって本拠点に損害を与えた場合、その損害を賠償する。

第13条(会員情報交換会)

会員は、本拠点の事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算を報告し、会員が意見交換できる場である会員情報交換会に参加することができる。なお、同会は、原則として毎年度1回、本拠点の会長が招集し、開催する。

第14条(雑則)

この規約に定めるもののほか、本拠点の組織及び運営、会員の活動に関して必要な事項については、別途本拠点を運営する任意団体の会長が定める。

附則

この規約は、2018年4月20日から施行する。

都心型オープンイノベーション拠点「Xport」 個人情報保護基本方針

2018年4月20日
都心型オープンイノベーション拠点「Xport」

都心型オープンイノベーション拠点「Xport」（以下「本拠点」）は、事業活動を通じて得た個人情報を、以下の方針に基づき、取り扱います。

1. 個人情報に関する法令の遵守

本拠点は、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）その他の法令を遵守して、個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の収集

本拠点は、適法かつ公正な手段によって個人情報を収集します。

3. 個人情報の利用

本拠点は、個人情報を取得の際に示した範囲内で利用します。また、本拠点は個人情報の取り扱いを関連団体または第三者に委託する場合があります。委託にあたっては、個人情報を適切に取り扱っている委託先を選定し、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を実施し、個人情報保護に努めます。

4. 個人情報の第三者提供

本拠点は、個人情報を事前のご本人の同意なしに第三者へ提供は行いません。ただし、法令に基づく場合、人の生命・財産の保護の必要がある場合、警察・裁判所等の公的機関への協力が必要である場合、関連団体間の共同利用や業務委託先への提供の場合には、この限りではありません。

5. 個人情報の共同利用

本拠点は、取得した個人情報を関連団体間で共同利用する場合は、共同利用者の範囲、利用項目、利用目的等の事項を、あらかじめご本人に通知するか、ホームページなどにおいて公表します。

6. 個人情報の適正管理

本拠点は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する情報セキュリティ対策を講じて適正に管理します。また、本拠点は業務遂行とは無関係に個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

7. 個人情報の加工について

本拠点は、取得した個人情報の集計・分析を行い、個人が識別・特定できないように統計資料として加工を行い、各種調査資料として本拠点内でこれを共有、または行政機関等関係先に提供する場合があります。

8. 個人情報の開示・訂正・削除

本拠点は、ご本人が自身の個人情報に関する開示、訂正、削除等を希望される場合は、合理的な範囲で対応いたします。本拠点の個人情報に関する窓口までご連絡ください。

9. 個人情報保護組織・体制および維持・改善

本拠点は、個人情報管理者・個人情報取扱責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施します。また、個人情報取扱担当者に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

10. 問い合わせ窓口

本拠点における個人情報の取り扱いに関するお問い合わせやご質問に関しては、下記の窓口へご連絡ください。

都心型オープンイノベーション拠点「Xport」
所在地：大阪市北区茶屋町1番45号
電話：080-8927-6383

以 上